

令和2年4月20日

保育園・認定こども園等を利用している
お子さんの保護者の皆さまへ

新潟市こども未来部保育課長

緊急事態宣言の発出に伴う保育園等の登園自粛について（お願い）

保護者の皆さまには、日ごろより、教育・保育施設の運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月16日に政府による「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大され、17日に、新潟県知事が外出の自粛、小中学校の臨時休業等の要請がありました。

市内保育園等は、引き続き開園いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月21日から5月10日までの期間、保育の提供を縮小して実施します。

保護者の皆さまには、期間中、可能な限り、登園や延長保育のご利用を自粛していただきますようご協力をお願いいたします。

なお、仕事を休むことができないなど、保育が必要な方については、引き続きご利用いただけますのでご安心ください。

つきましては、期間中の登園の意向を把握し、園での保育の体制を整えるため、別添の「登園自粛要請期間中の保育意向確認カード」を園に提出いただきますようお願いいたします。

なお、その際の利用者負担額（保育料等）については、以下のとおり扱います。

記

1 登園をしなかった場合の保育料について（3号認定のみ）

登園自粛要請期間中（4月20日から5月10日）、登園をしなかった園児の保育料については、登園しなかった日数に応じて減額することとし、一旦通常どおりの額でお支払いいただき、軽減額を算定した上で後日還付いたします。

手続き等の詳細は別途お知らせします。

2 給食について

期間中についても、原則通常通り給食を提供します。

ただし、園での体制の確保など、安全に給食を提供することが困難である場合は、昼食の持参をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

※期間中の給食費（1号・2号認定のみ）の取り扱いについては、各園より別途ご連絡いたします。

【問い合わせ先】

保育園の運営に関すること	保育指導グループ	025-226-1215
	保健・給食グループ	025-226-1221
保育料に関すること	運営・給付グループ	025-226-1225
		025-226-1227